

市民会館石綿除去業務 仕様書

1 業務名称

市民会館石綿除去業務

2 業務の目的

本業務は、鳥取市民会館 1 階ホワイエ及び 2 階客席天井部分に存在する石綿含有吹付け材（レベル 1）を、関係法令に基づき安全かつ適切に除去し、施設利用者及び周辺環境への石綿飛散を防止することを目的とし、受託者は、本仕様書に規定する業務のほか、業務の遂行上必要と認められる事項についても、委託者と協議のうえ誠実に対応するものとします。

3 業務場所

施設名	鳥取市民会館
所在地	鳥取市掛出町 12 番地
開館日	昭和 42 年 1 月
対象部位	1 階ホワイエ 天井部（怯石吹付け材から検出） 2 階客席 天井部（怯石吹付け材から検出）
対象面積	参考数量のとおり

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 1 2 月 1 5 日（火）まで

5 受変電設備工事との調整

鳥取市民会館については、以下の工事を発注しているため施工業者と調整のもと、本業務を実施すること。

・鳥取市民会館受変電設備等改修工事 受託者：村山電気工事有限会社

なお、工事の作業スペースが必要なため、セキュリティゾーン（前室・洗身室・更衣室）の設置にあたっては、作業区周辺の廊下が使用できるように工夫すること。

6 関係法令等

受託者は、以下の法令・規則・指針等を遵守して業務を実施すること。

- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
- ・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（厚生労働省）
- ・石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省）
- ・鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例（鳥取県）

・その他関係する国・県・市（町）の条例・規則・通達等

7 石綿の種類及びレベル区分

石綿の種類 クリソタイル（事前調査結果による）

レベル区分 レベル 1

含有率 0.1～5%（事前調査結果による）

調査実施者 エヌエス環境株式会社

調査実施日 令和 8 年 6 月 18 日

8 事前手続き

受託者は、業務着手前に以下の手続きを完了すること。

8-1 届出（大気汚染防止法）

特定粉じん排出等作業の届出を、作業開始の 14 日前までに鳥取市環境保全課へ提出すること。

届出書の写しを委託者へ提出すること。

8-2 労働安全衛生法関係

石綿作業主任者を選任し、その氏名・資格証の写しを委託者へ提出すること。

作業計画書を作成し、業務着手前に委託者へ提出すること。

所轄労働基準監督署への必要な届出・報告を行うこと。

8-3 施工計画書の提出

受託者は、業務着手前に以下の内容を含む施工計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

- ・工程表
- ・作業体制（石綿作業主任者・作業員名簿・資格証の写し）
- ・隔離養生計画（図面含む）
- ・負圧管理計画（排気装置の仕様・台数・配置）
- ・除去方法・使用薬液の種類
- ・廃棄物処理計画（収集運搬・処分業者の許可証の写し含む）
- ・緊急時の連絡体制

9 施工方法

9-1 事前清掃・準備

作業区域内の什器・備品等を事前に搬出し、養生前に清掃を行うこと。

作業区域への関係者以外の立入りを禁止し、石綿作業中である旨の掲示を行うこと。

取り外した照明器具・換気設備等の設備類は、原状復帰に使用するため適切に保管すること。なお、保管場所については、事前に委託者と協議を行うこと。

9-2 隔離養生

作業区域全体をプラスチックシート等で密閉し、外部への石綿飛散を完全に防止すること。

床面は 2 重養生（プラスチックシート 2 層以上）とすること。

開口部（出入口・換気口・ダクト等）はすべて養生・閉鎖すること。

セキュリティゾーン（前室・洗身室・更衣室）を設置し、作業員の出入りを管理すること。

9-3 負圧管理

HEPA フィルタ付き集じん・排気装置を設置し、作業区域内を外部より常時負圧状態に維持すること。

排気装置は作業中、連続運転とすること。

スモークテストまたは負圧計により、養生の密閉性及び負圧状態を確認すること。

確認結果を記録し、委託者へ提出すること。

9-4 除去作業

除去作業は、石綿作業主任者の指揮のもと実施すること。

除去前に、吹付け材に粉じん飛散防止剤（薬液）を十分に散布し、湿潤化すること。

湿潤化後、ケレン棒等の手工具を使用して掻き落とし除去すること。

除去中も適宜、薬液を再散布し、乾燥・飛散を防止すること。

電動工具による切断・破碎は原則として行わないこと。

除去後、残存箇所がないか目視確認を行い、残存部分は再度除去すること。

9-5 保護具の着用

作業員は、以下の保護具を着用すること。

呼吸用保護具 電動ファン付き呼吸用保護具（PAPR）又は RS3 以上の防じんマスク

保護衣 使い捨て保護衣（タイベックスーツ等）

保護手袋 石綿作業用保護手袋

保護眼鏡 ゴーグル型

10 廃棄物の処理

10-1 廃棄物の区分

除去した吹付け石綿は、「廃石綿等」（特別管理産業廃棄物）として取り扱うこと。

10-2 梱包・保管

除去した廃石綿等は、二重のプラスチック袋（厚さ 0.15mm 以上）に密封し、「石綿含有廃棄物」の表示を付けること。

梱包後は、飛散防止のため堅固な容器（フレコンバッグ等）に収納すること。

保管は、他の廃棄物と区別し、飛散・流出のないよう管理すること。

10-3 収集運搬・処分

廃石綿等の収集運搬業及び処分業の許可を有する業者に委託すること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、適正処理を確認すること。

マニフェストの写し（E 票）を委託者へ提出すること。

最終処分は管理型最終処分場（遮断型含む）において行うこと。

11 完了確認（クリアランス検査）

11-1 目視確認

除去作業完了後、石綿作業主任者が作業区域内の全箇所を目視確認し、取り残し・堆積粉じんがないことを確認すること。

11-2 空気中石綿濃度測定

作業実施前、作業中、作業後に、作業区域内の空気中総繊維数濃度を測定し、安全が確認されてから隔離を解除すること。

測定は、資格を有する機関が実施すること。

測定結果を記録し、委託者へ提出すること。

11-3 隔離解除

上記確認が完了した後、養生シートを内側から外側へ丁寧に撤去し、飛散が生じないように処理すること。

撤去した養生材も廃石綿等として適正処理すること。

12 原状復帰

12-1 清掃・搬出

業務完了後、作業区域内外に生じた廃材・残材・養生材等をすべて撤去・清掃し、施設利用前の状態に復帰させること。

撤去した廃材等は、種類に応じて適正に処理すること。

12-2 委託者による確認

原状復帰完了後、委託者立会いのもと完成確認検査を実施すること。

委託者が不備・手直しを指示した場合は、受託者の負担において速やかに対応すること。

13 記録・報告

受託者は、以下の書類を作成し、業務完了後に委託者へ提出すること。また、写しを3年間保存すること。

提出書類	提出時期
施工計画書	着手前
届出書（大気汚染防止法）の写し	着手前
石綿作業主任者選任通知書・資格証の写し	着手前
作業記録（日々の作業記録）	作業中（随時）
負圧管理記録・スモークテスト記録	作業中（随時）
作業状況写真（養生前・養生中・除去中・除去後）	完了時
空気中石綿濃度測定結果報告書	完了時
廃棄物処理完了報告書（マニフェストE票の写し含む）	完了後
業務完了報告書	完了時

14 支払い条件

業務完了検査後一括払いとする。

15 安全管理・緊急時対応

作業中に石綿の飛散が疑われる事態が発生した場合は、直ちに作業を中断し、委託者及び所轄労働基準監督署・都道府県環境担当部局へ報告すること。

作業員の健康管理（石綿ばく露記録の作成・保存）を適切に行うこと。

関係者以外の立入禁止措置を徹底すること。

16 その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

本業務の実施にあたっては、近隣住民に配慮し行うこと。

発生したゴミ等は、関係法令に従い適正に処分すること。

運送、搬入、各種作業及び点検・調整等に伴い既存部分を損傷等した場合は、すみやかに市に報告し、既成にならない補修すること。

業務履行に必要となる電力、水を当施設から使用する場合は、原則、市（委託者）が負担する。

本業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書について定めのない事項については、協議のうえ定める。

17 問い合わせ先

鳥取市企画推進部 文化交流課

TEL：(0857) 30-8021 メール：bunka@city.tottori.lg.jp

担当者：東野